



岐阜労働局  
令和4年5月30日発表

担	労働基準部	監督課
	監督課長	福岡優一
当	監察監督官	中村賢司
	電話	058-245-8102

## 令和3年の監督指導結果を公表 ～違反率は60%後半と高止まり～

岐阜労働局（局長 大地 直美）は、令和3年に県内の7つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した監督指導<sup>( )</sup>と司法事件の結果を取りまとめましたので、公表します。

### 1 監督指導の状況

令和3年は県内2,829の事業場に対して監督指導を実施し、このうち、1,882事業場（66.5%）で法令違反を確認した。（グラフ1）

主な違反事項別の違反率では、健康診断（18.1%）が最も高く、次いで安全基準（17.8%）、労働時間（15.5%）となっている。（グラフ2）

主な業種別の違反率では、運輸交通業（70.6%）が最も高く、次いで、保健衛生業（70.4%）製造業（69.8%）となっている。（グラフ3）

過去5年間の違反率は全体として減少傾向で、コロナ禍の影響を最も受けている接客娯楽業が前年から7.2ポイント減少した。一方、令和3年は岐阜県内で労働災害が増加しており、建設業の違反率が5.0ポイント上昇した。（グラフ4）

### 2 監督指導の主な事例（別紙のとおり）

### 3 司法事件の状況

法違反の内容が重大又は悪質な事案17件を検察庁に送検した。（グラフ5）

主な法違反（1事案について複数該当するものあり）は、賃金不払が6件、墜落防止措置義務不履行が4件、労災かくしが2件、接触防止措置義務不履行2件等となっている。（グラフ6）

業種別では、製造業が9件、建設業が3件となっている。（グラフ7）

### 4 主な送検事例（別紙のとおり）

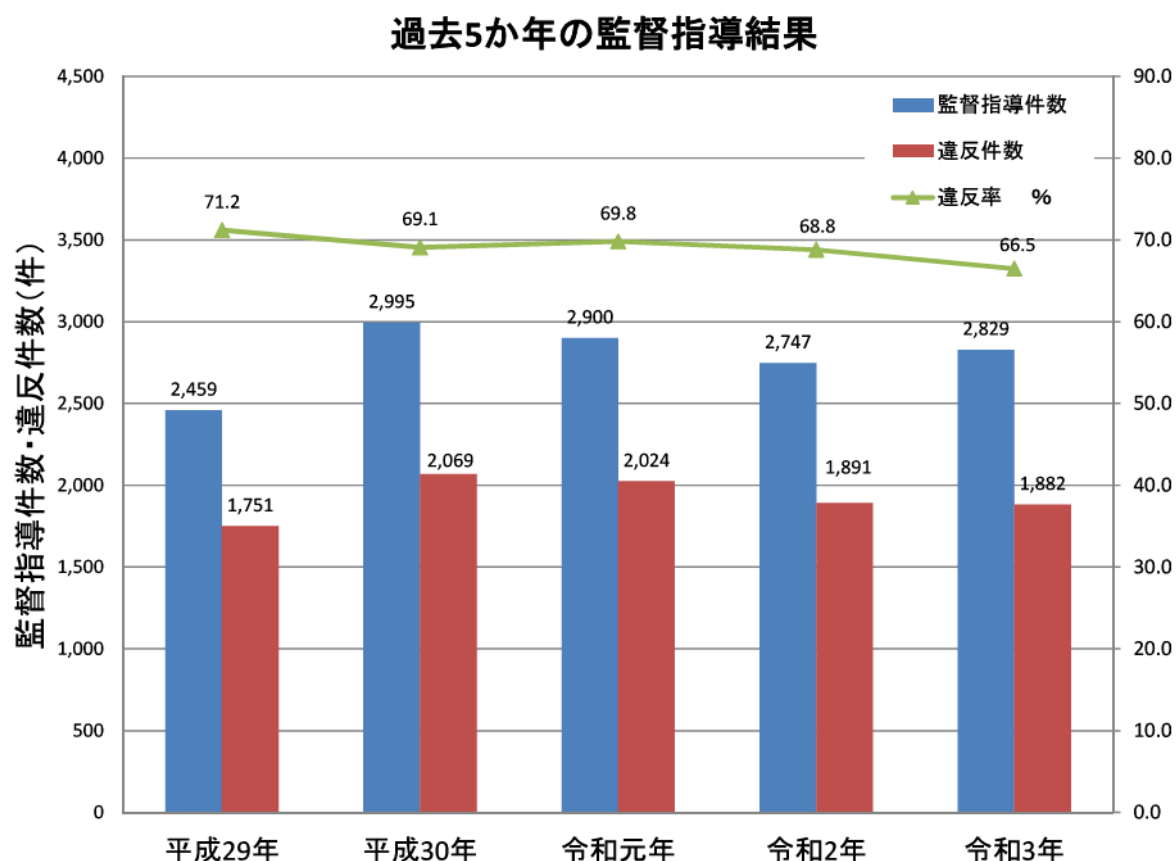
### 5 岐阜労働局の対応

長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止の徹底を図るため、過重労働が疑われる事業場に対し重点的に監督を実施します。また、令和3年は休業4日以上労働災害が大幅に増加していることから、災害多発業種・事業場に監督を実施します。重大・悪質な事案については、引き続き、司法処分を含め厳正に対処します。

( ) 労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行います。

## 1 監督指導の状況

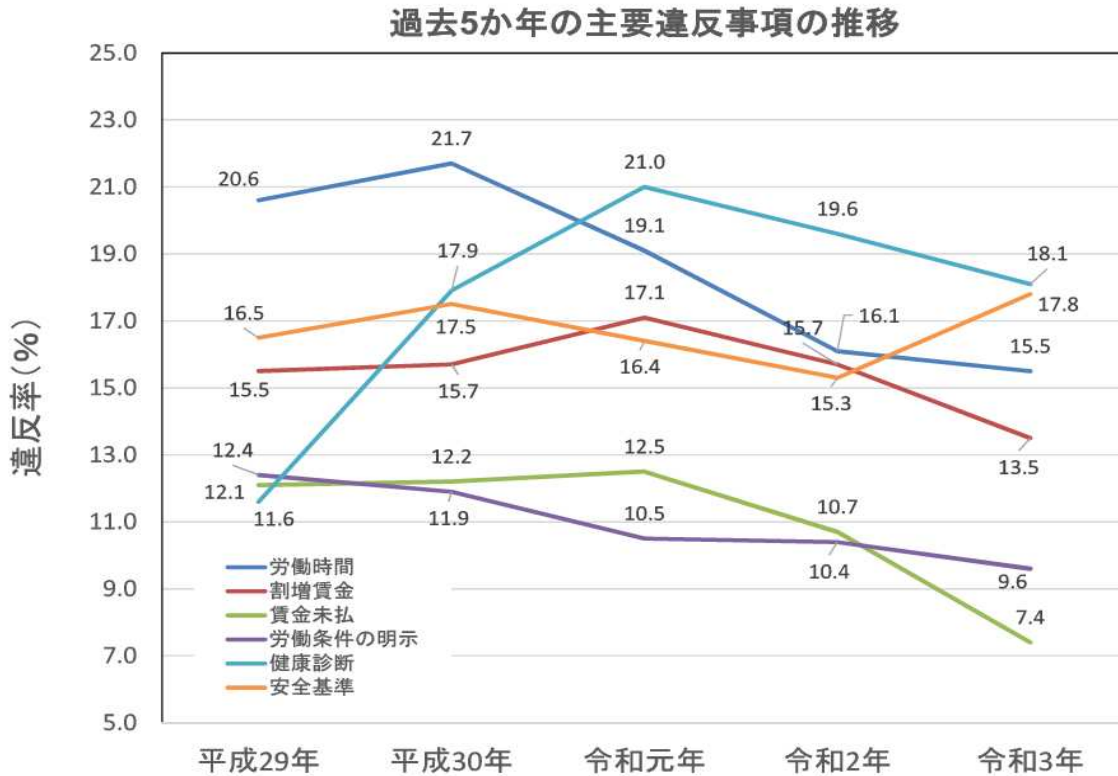
### (1) 過去5か年の監督指導結果【グラフ1】



岐阜県内の7つの労働基準監督署は、相談、通報、各種届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて監督指導を実施しており、令和3年の1年間において、県内2,829事業場に対して1,882事業場(違反率66.5%)で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認し、改善指導を行いました。

違反率は、概ね60%後半で推移しており、過去3年間では緩やかに減少しているものの高止まりの状況が続いています。

( 2 ) 過去 5 か年の主要違反事項の推移【グラフ 2】



全体として違反率は減少傾向にあるものの、健康診断にかかる違反率が3年連続で最も高い。

令和3年は、安全基準にかかる違反率が2.5ポイント上昇した。原因としては令和3年に休業4日以上の労働災害が急増した影響が考えられる。

また、労働時間、割増賃金の違反率は、令和元年から3.6ポイント下降した。原因としては、コロナ禍の時短営業等による労働時間の短縮などが考えられる。

健康診断 18.1%

- ◇ 定期健康診断が年1回実施されていない
- ◇ 健康診断有所見者の結果について医師に意見聴取していない

安全基準 17.8%

- ◇ 高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置がない
- ◇ 食料品製造機械等の安全カバーが設置されていない

労働時間 15.5%

- ◇ 36協定未締結のまま時間外労働をさせている
- ◇ 36協定の上限時間を超えて時間外労働をさせている

割増賃金 13.5%

- ◇ 時間外労働の実態を適正に把握せず、時間外手当が支払われない
- ◇ 定額残業手当を超える時間外労働に対して割増賃金が支払われない

労働条件明示 9.6%

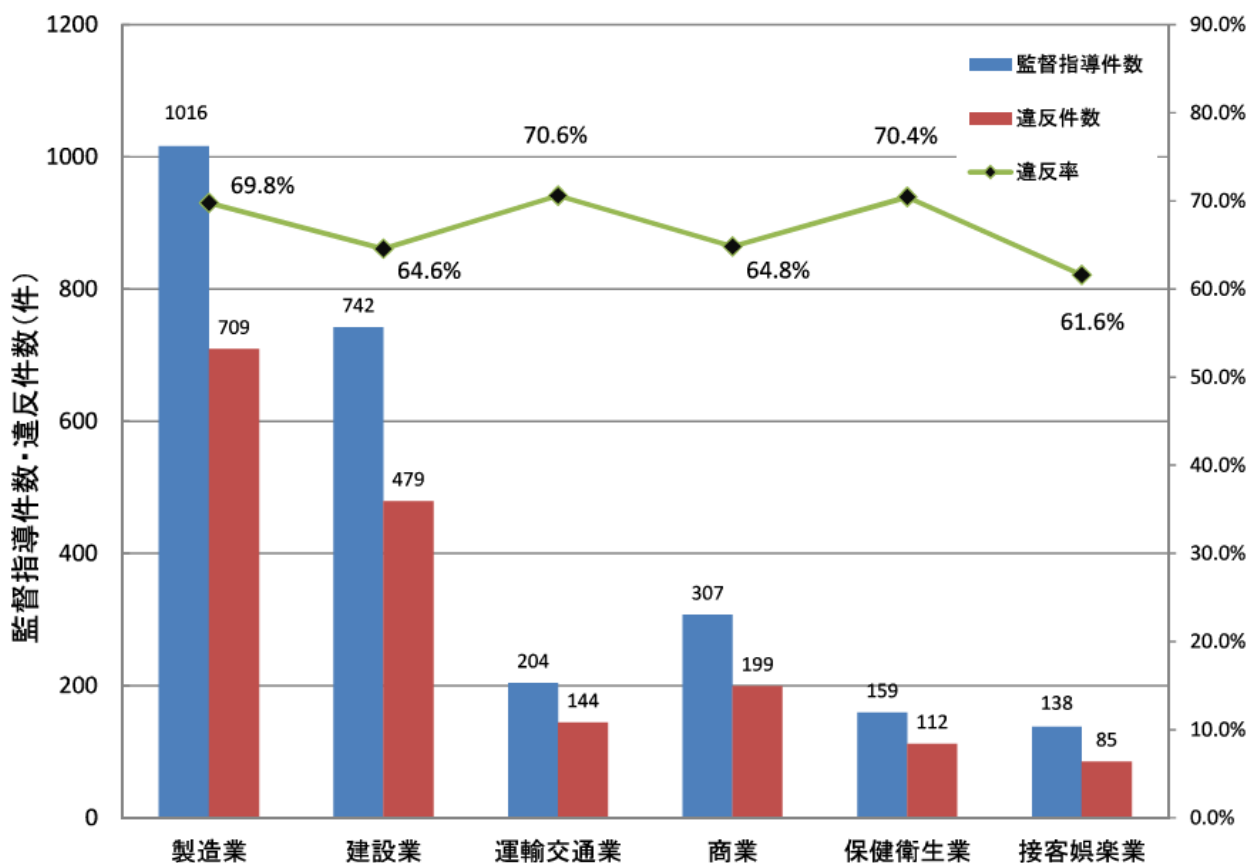
- ◇ 雇入れ時に労働条件を記載した書面が交付されない

賃金未払 7.4%

- ◇ 所定支払日に定期賃金が支払われない
- ◇ 賃金から損害金等を控除され、賃金全額が支払われない

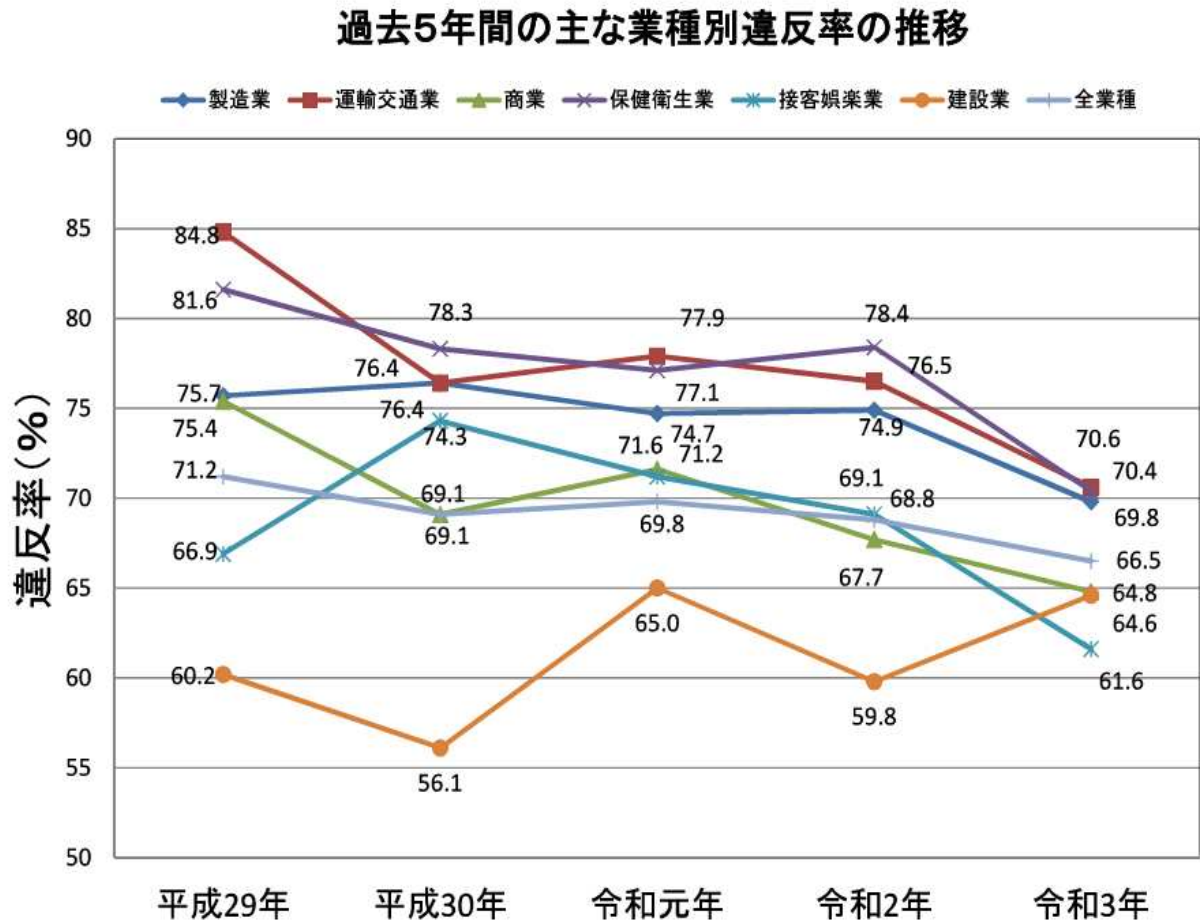
( 3 ) 令和 3 年の主な業種別監督指導結果【グラフ 3】

### 令和3年の主な業種別監督指導結果



令和 3 年の違反率は、運輸交通業（違反率 70.6%）と最も高く、続いて、介護施設、病院などの保健衛生業（同 70.4%）、製造業（同 69.8%）、小売業などの商業（同 64.8%）、建設業（同 64.6%）、飲食店などの接客娯楽業（同 61.6%）の順になっている。

( 4 ) 過去 5 年間の主な業種別違反率の推移【グラフ 4】



近年の違反率をみると、コロナ禍を反映して違反率が減少傾向となっており、特に営業時間短縮等の影響を受けた接客娯楽業の違反率は前年から大幅な減少となった（7.2ポイント下降）。

一方、令和3年は、建設業の違反率が、安全基準にかかる違反増加を背景として前年から5.0ポイント上昇した。

全体の違反率は4年連続で70%を下回っているもの、人手不足が続いている運輸交通業、保健衛生業では全ての年で70%を超えており、依然として高止まりの状況が続いている。

## 2 監督指導の事例

令和3年に監督指導、訪問支援を行った代表的な事例は下記のとおりである。

### 事例1【長時間労働の是正】

#### 概要

機械器具の製造を行う事業場において、複数の労働者に月100時間を超える時間外・休日労働が常態化していたもの。

#### 指導内容

36協定で定めている時間外・休日労働時間の上限を厳守すること、特定の労働者が長時間労働となっている要因を分析すること、当該要因を解消する対策を立てて実施することについて指導した。

#### 指導結果

製造計画外の不具合事項を特定の労働者のみで対応していることが長時間労働の原因となっていたため、製造計画を立てる際に起こりうる不具合事項を予想した上で対応マニュアルを作成した。また、不具合が発生したら速やかに増員要請・人員入替えを行う体制を整えた。これらの対策から全体として時間外労働が削減され、一部の労働者に時間外労働が偏らなくなり、時間外・休日労働時間を月80時間以下に抑えることが可能となった。

### 事例2【長時間労働の是正】

#### 概要

チェーンソー部品の製造を行う事業場において、月45時間を超える時間外・休日労働が常態化していたもの。

#### 指導内容

長時間労働が常態化している要因を分析すること、当該要因を解消する対策を立てて実施することについて指導した。

#### 指導結果

労働者個々の動きや作業行程の間に無駄が認められたため、効率的に作業ができるよう工場内の機械等のレイアウトを変更した。

また、時間外・休日労働を週単位で集計し、時間外・休日労働時間が20時間を超える労働者にイエローカード、30時間を超える労働者にレッドカードを交付することで長時間労働者が見える化するとともに、他部署間・労働者間の応援体制を整えた。

### 事例3【賃金不払残業の是正】

#### 概要

建設業を行う事業場において、労働時間管理が適正に行われていなかったこと、休日出勤の代休消化の不適切運用があったことにより時間外手当に不払いが生じていたもの。

#### 指導内容

過去2年分の時間外労働時間数を再調査して不払となった時間外手当を支払うこと、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに基づく労働時間管理を行うこと、一定期間内に消化できなかった代休を把握し割増賃金が支給できる体制を整えることについて指導した。

#### 指導結果

過去2年分の時間外労働時間数を再調査し、不払となった時間外労働手当を支払った。また、上記ガイドラインに基づき1分単位で労働時間が把握できるシステムに改善するとともに、消化されなかった代休を時間外労働として清算することとし、必ず割増賃金が支払われるようになった。

### 事例4【労働時間相談・支援班による訪問支援】

#### 概要

レジャー施設を運営する事業場において、長時間労働の抑制に向けた取組に労使間に温度差があり、働き方改革が進まなかったため訪問支援を希望したもの。

#### 指導内容

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用し、事業場の労働時間、休暇の取得実態等働き方改革の進捗状況の診断を勧めた。また、岐阜労働局で推奨している「新はつらつ職場づくり宣言事業」を紹介し、労使双方で働き方改革に対する目的や現状の問題点などを共有することを勧めた。

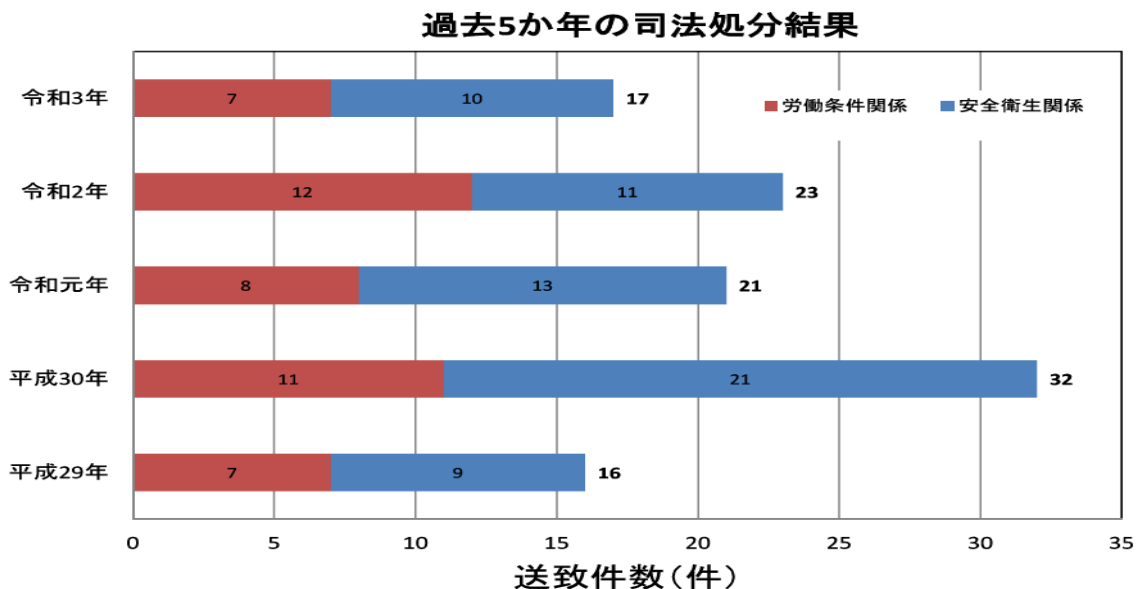
#### 指導結果

「働き方・休み方改善ポータルサイト」で自己診断を行った結果による事業場の現状の問題点を踏まえて労使双方で話し合いを行い、実施可能な目標として「新はつらつ職場づくり宣言」を行い、働き方改革の目的を労使で共有し、働き方改革を進めている。

訪問支援とは、監督署で通常行っている監督指導とは異なり、監督署に設置している労働時間相談・支援班の担当者が事業場に訪問し、労働関係法令の相談を受けて必要な支援を行うものです。

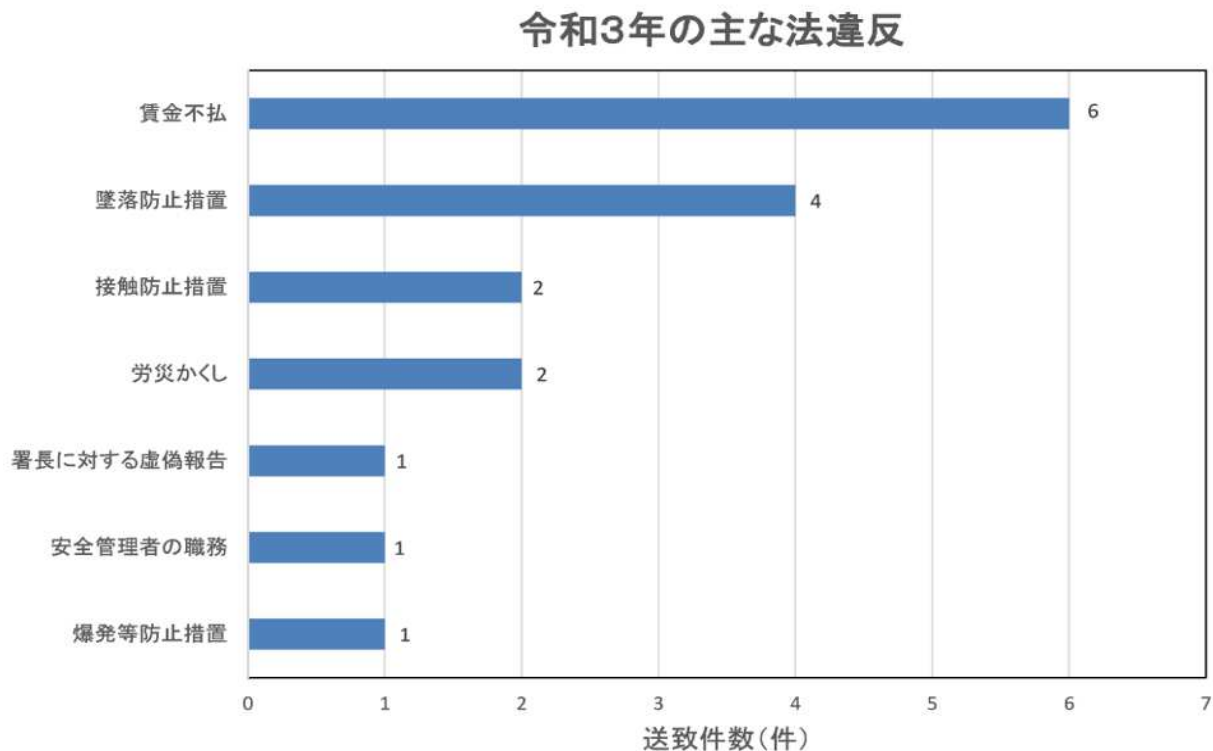
### 3 司法事件の状況

#### (1) 過去5年間の送検件数の推移【グラフ5】



令和3年の送検件数は、17件となった。労働条件関係が7件、安全衛生関係が10件となった。

#### (2) 主な法違反と内訳【グラフ6】

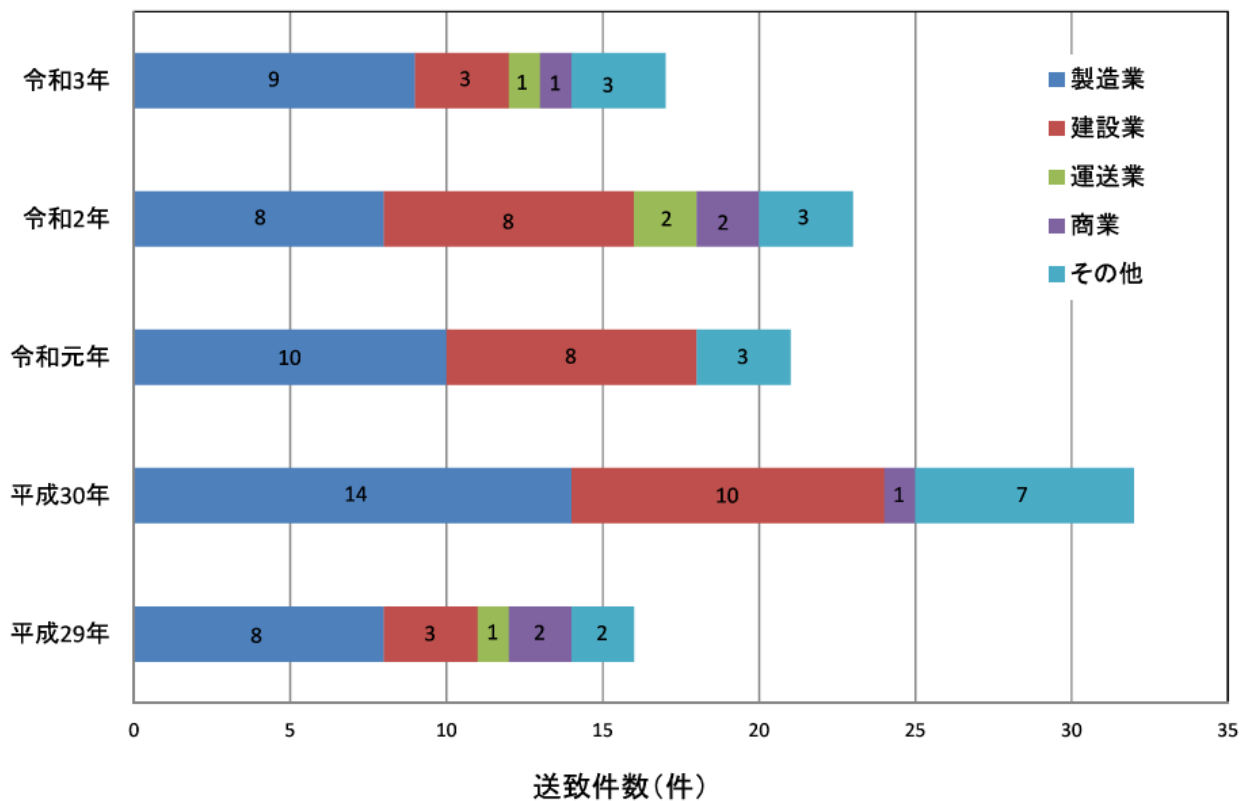


賃金不払が6件、墜落防止措置義務不履行が4件、次いで労災かくしが2件、接触防止措置義務不履行が2件となっている。



( 3 ) 過去 5 か年の業種別司法処分結果【グラフ 7】

過去5か年の業種別司法処分結果



令和 3 年は、製造業が 9 件と最も多く、次に建設業が 3 件となっている。

## 4 送検事例

令和3年に送検した代表的な事例は下記のとおりである。

### 事例1【外国人技能実習生に対する賃金不払】

#### 概要

縫製業を行う個人事業主が労働者として使用している中国人技能実習生に対して定期賃金および時間外・休日手当を支払わなかったもの。

縫製工場、監理団体、監理団体の事務員宅の3か所を家宅捜索し、証拠収集分析した結果、個人事業主が中国人技能実習生の監理団体の事務員と共謀していたことがわかり、同事務員についても書類送検した。

### 事例2【5か月分の定期賃金不払】

#### 概要

駐車場の管理を行う事業者が労働者8名に対して5か月分の定期賃金を支払わず倒産したもの。なお、不払賃金については、当該金額の8割を未払賃金立替払制度により立て替えて支払われている。

### 事例3【署長に対する虚偽報告】

#### 概要

県内に支店がある運送業に対して監督指導を行い、自動車運転者の労働時間にかかる行政指導を行った。その是正状況を確認するために報告命令を求めたところ、当該支店長が自動車運転者の労働時間等の記録を偽造して労働基準監督署長に報告したもの。

### 事例4【死亡災害】

#### 概要

自動車部品の製造販売を行う事業者の工場において、労働者がスレート屋根の補修工事を踏み抜きによる墜落防止措置を行わないまま作業していたところ、スレート材を踏み抜き、約4メートル下に墜落して死亡したもの。

### 事例5【労災かくし】

#### 概要

土木工事を請け負う建設業において、公共工事の現場で発生した休業2か月以上を要する労働災害を自社が所有する土場で発生した労働災害として労働基準監督署長に虚偽の報告をしたもの。